



緑のまちづくりビジョン

第4章 緑のまちづくりビジョン

1 緑の将来像

本計画の推進を通じて、10年後に実現を目指す本市の緑の姿を、将来像として定めます。

『緑の将来像』

暮らしつづけたい 訪れたい みどりのまち 宇都宮

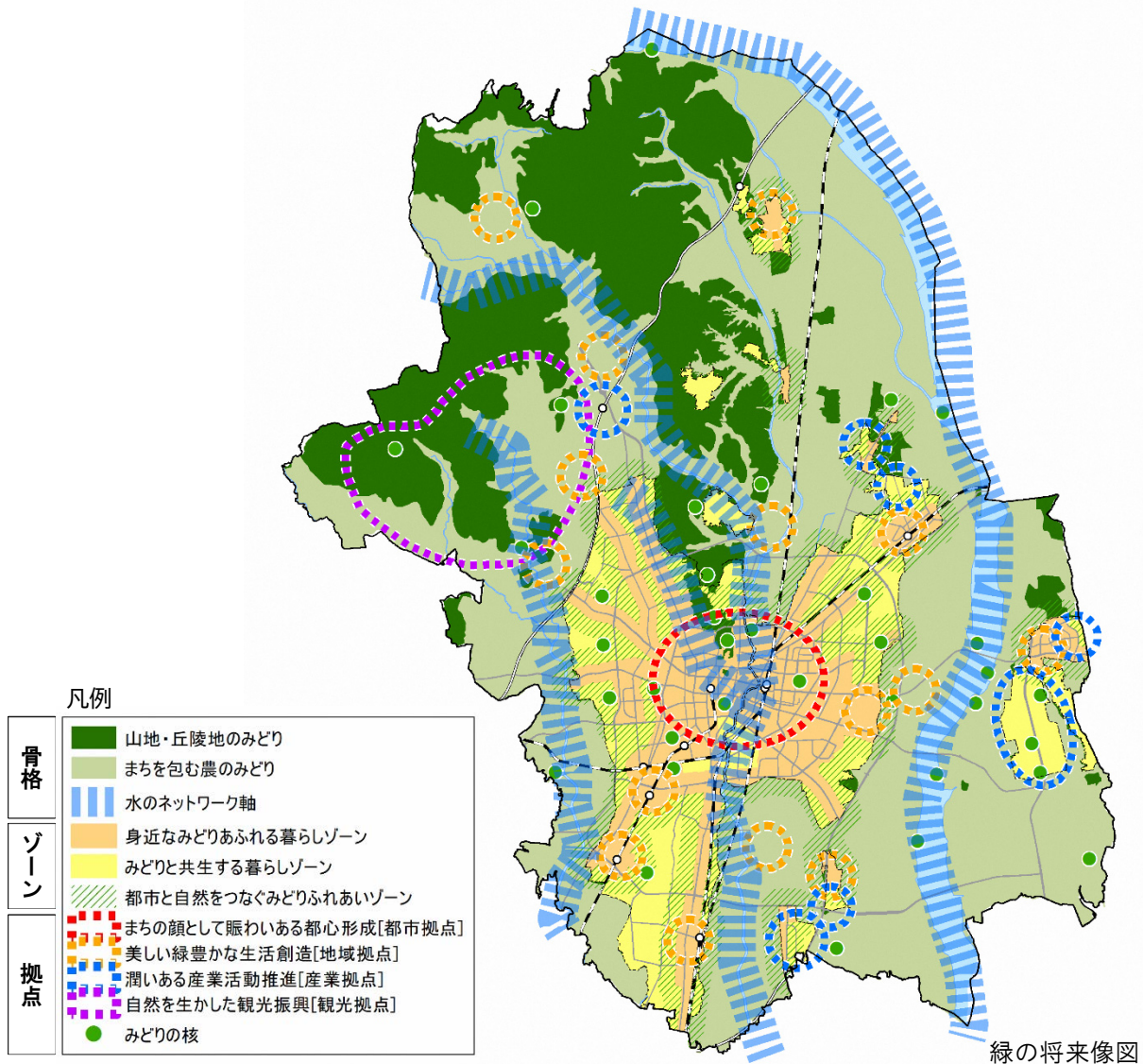
— 「暮らしつづけたい 訪れたい みどりのまち 宇都宮」に込めた想い—

二荒山神社が市民の心の拠り所として丘陵の端に鎮座し、山林や丘陵、農地の緑と姿川、田川、鬼怒川等の水がまちを囲み、ふるさとの景観を形成しています。樹林地や農地は、人々に、土や草花、生き物とのふれあいを提供しています。社寺や街道の緑が歴史文化を今に伝え、市街地では、緑とオープンスペースが住民の憩いの場となり、沿道の木々や花壇がまちに賑わいをもたらしています。

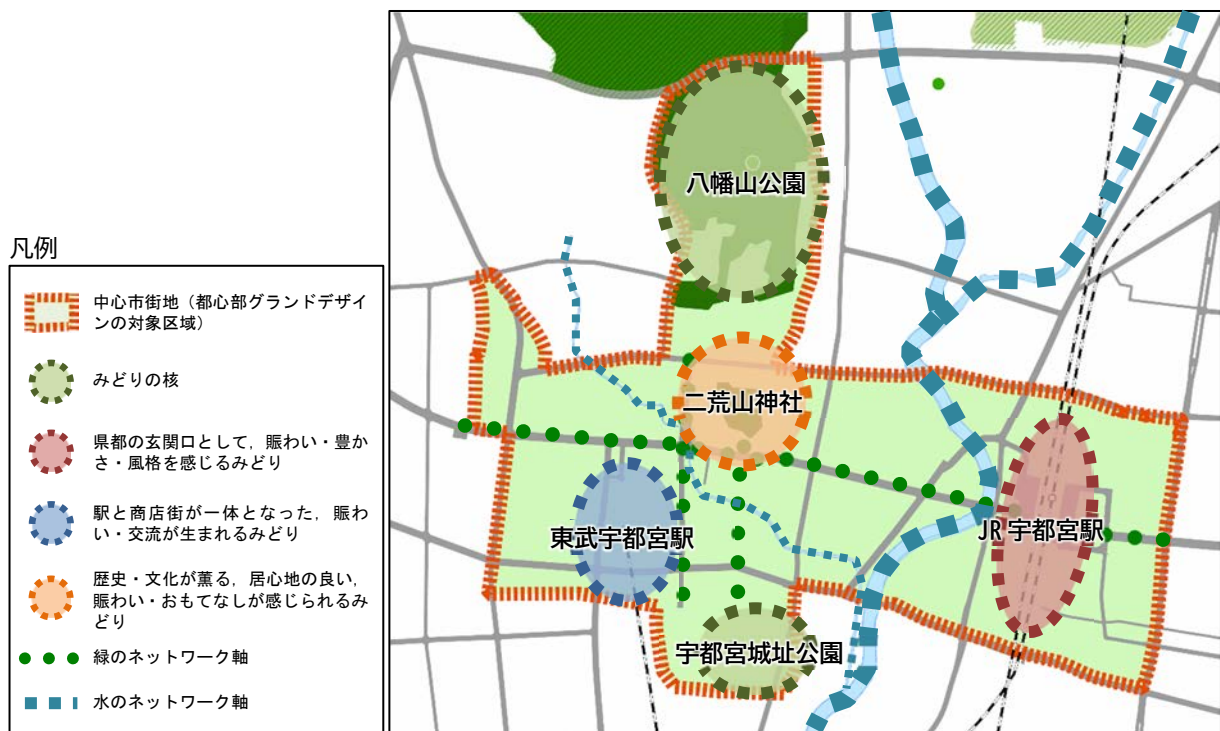
本市が有する様々な緑がそれぞれの場所での確に機能を発揮することで、都市で活動しながら自然とふれあえる、本市の強みを最大限に活かすことができます。

誰もが日常生活を安全安心に暮らし、子育てや健康づくりの場を身近に持ち、地域内で交流できる、暮らし続けたいまちを、緑を通じて形成します。さらに、本市の歴史文化や豊かな自然資源にふれ、まちなかでは居心地よく回遊滞在でき、住民が住みたくなる、来訪者や企業等様々な人が訪れたいまちを、緑を通じて形成します。

新たな時代に選ばれる都市の実現に向けて、市民・企業・行政等多くの人が連携しながら、緑のまちを目指していく想いを、将来像に込めています。



緑の将来像図



緑の将来像図（中心市街地）

2 基本方針

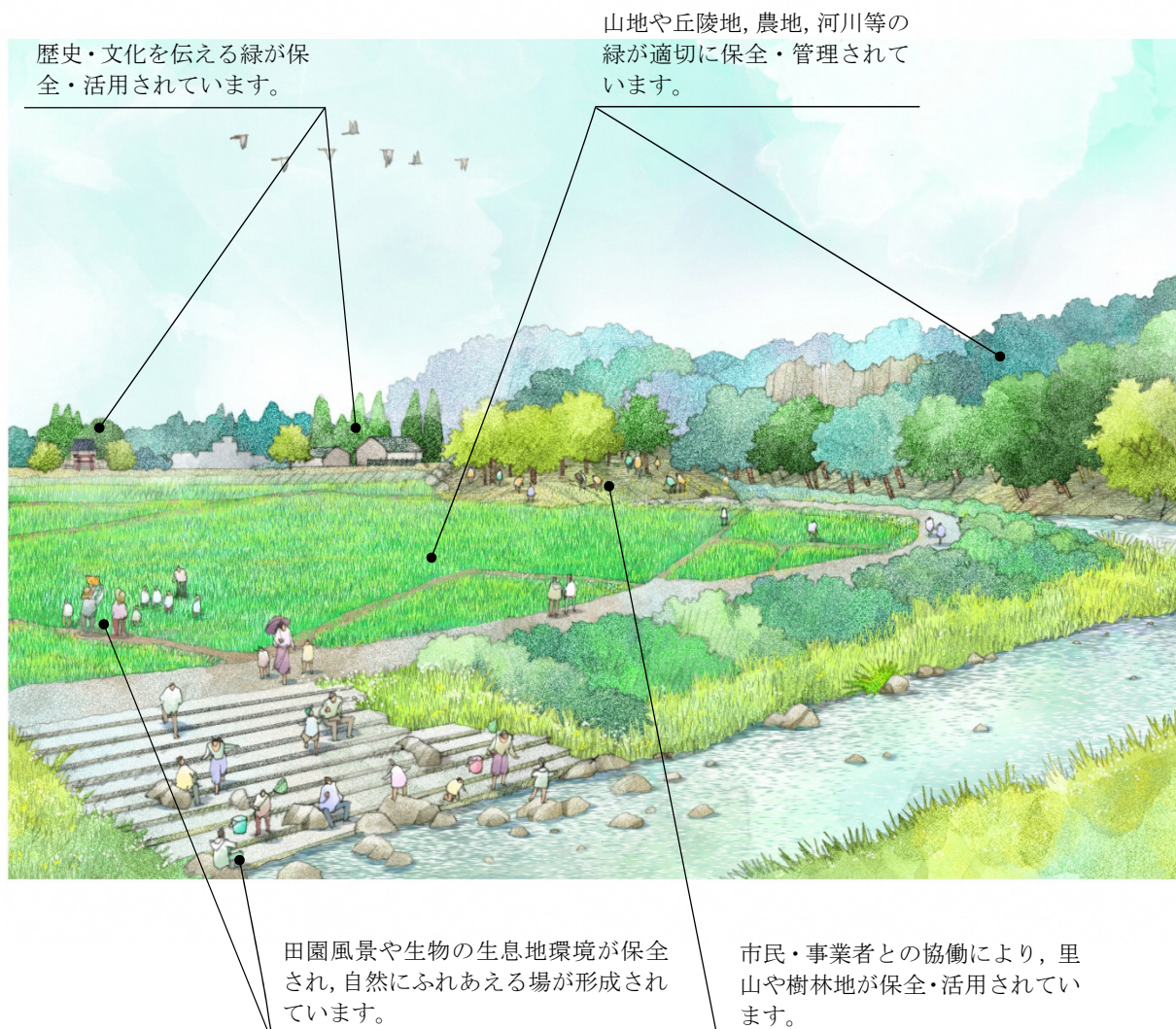
緑の将来像の実現に向けて私たち（市民、行政をはじめ、宇都宮市の緑に関わる人々の総称として「私たち」と表現）が取り組むべき3つの大きな行動を「基本方針」として定めます。

基本方針1 宇都宮市を形づくるみどりを継承する

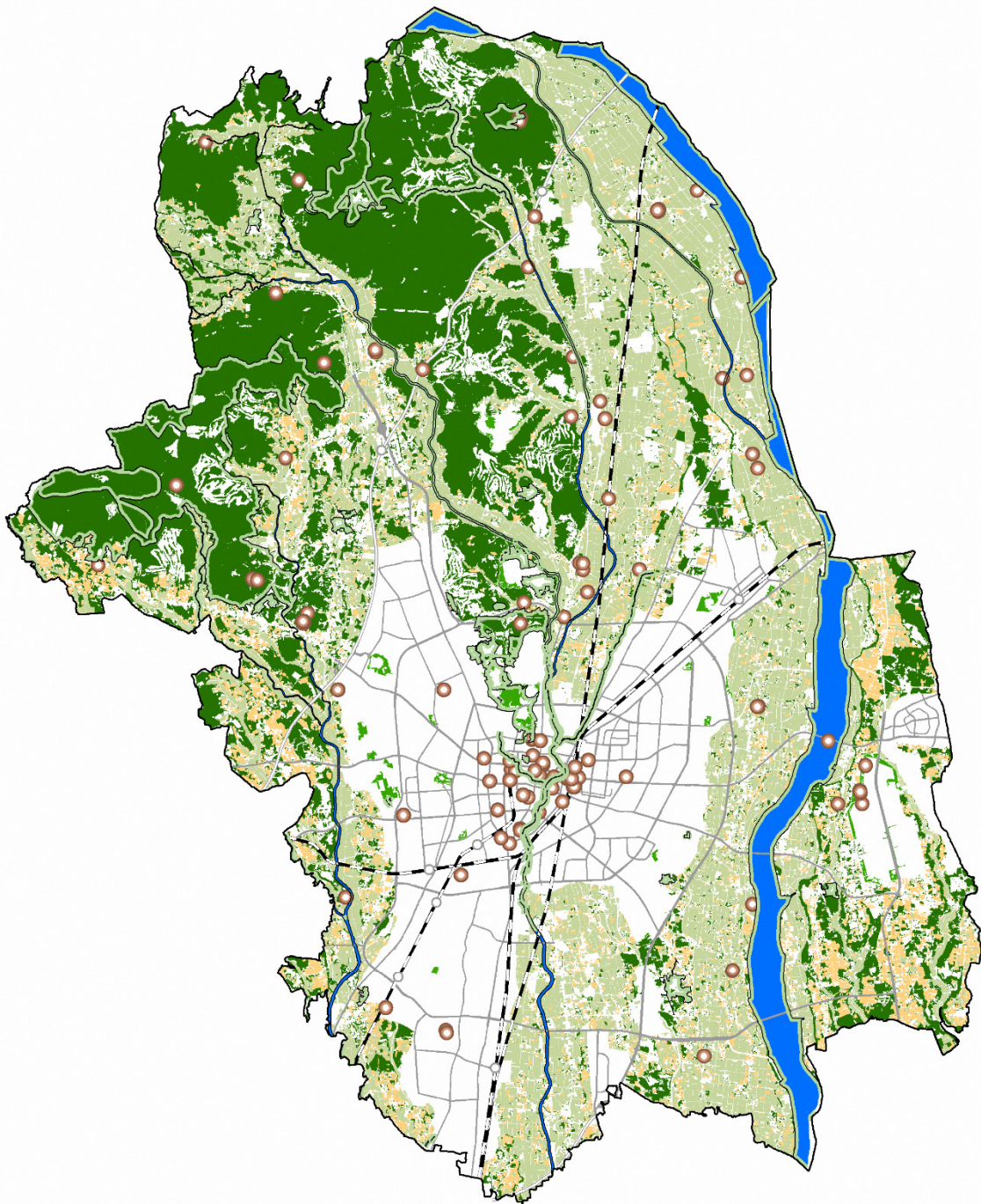
北部の山地から延びる丘陵や鬼怒川、田川、姿川等の河川、及びその周辺に広がる農地等が本市の緑の骨格を形成しています。また、多様な生物を育む自然環境を提供するとともに、市民にとって自然にふれあえる身近な環境となっています。

こうした、これまで連綿と引き継がれ、都市が緑に包まれた市の骨格となる山林・丘陵の樹林地や農地、宇都宮を象徴する歴史・文化的な緑を保全・活用し、将来に継承していきます。

《関連するSDGsの目標》



■基本方針図（基本方針1）



凡例

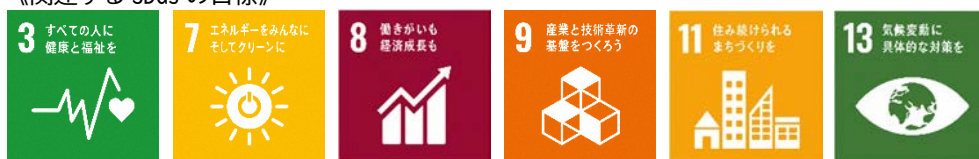
- 市街地を包む山林・丘陵地の樹林
- 市街地を包む農地(水田)
- 市街地を包む農地(畑)
- 拠点となる樹林(市街化区域内)
- 歴史・文化資源
- 法・条例等による緑地保全

基本方針2 質の高いみどりを増やし、まちの魅力につなげる

緑には、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保等の環境面の機能、都市水害の軽減や災害時の避難地等の防災・減災の機能、良好な景観形成や健康増進・レクリエーションの場の提供、地域コミュニティの形成等の地域振興につながる機能があります。質の高い緑とは、こうした機能を十分に発揮している緑のことを指し、緑の機能の発揮には適切な維持管理を継続的に行っていく必要があります。

本市では、場所や規模、地域ニーズ等に応じて、景観・観光・防災・地域コミュニティ形成・環境等、必要な緑の機能を発揮させることで、地域の魅力を高めていきます（例えば、市の顔となる場所では、市を印象付ける景観形成につながる緑づくり等）。さらに、質の高い緑を持続できるよう、私たち一人ひとりが主体的に緑に関わっていきます。

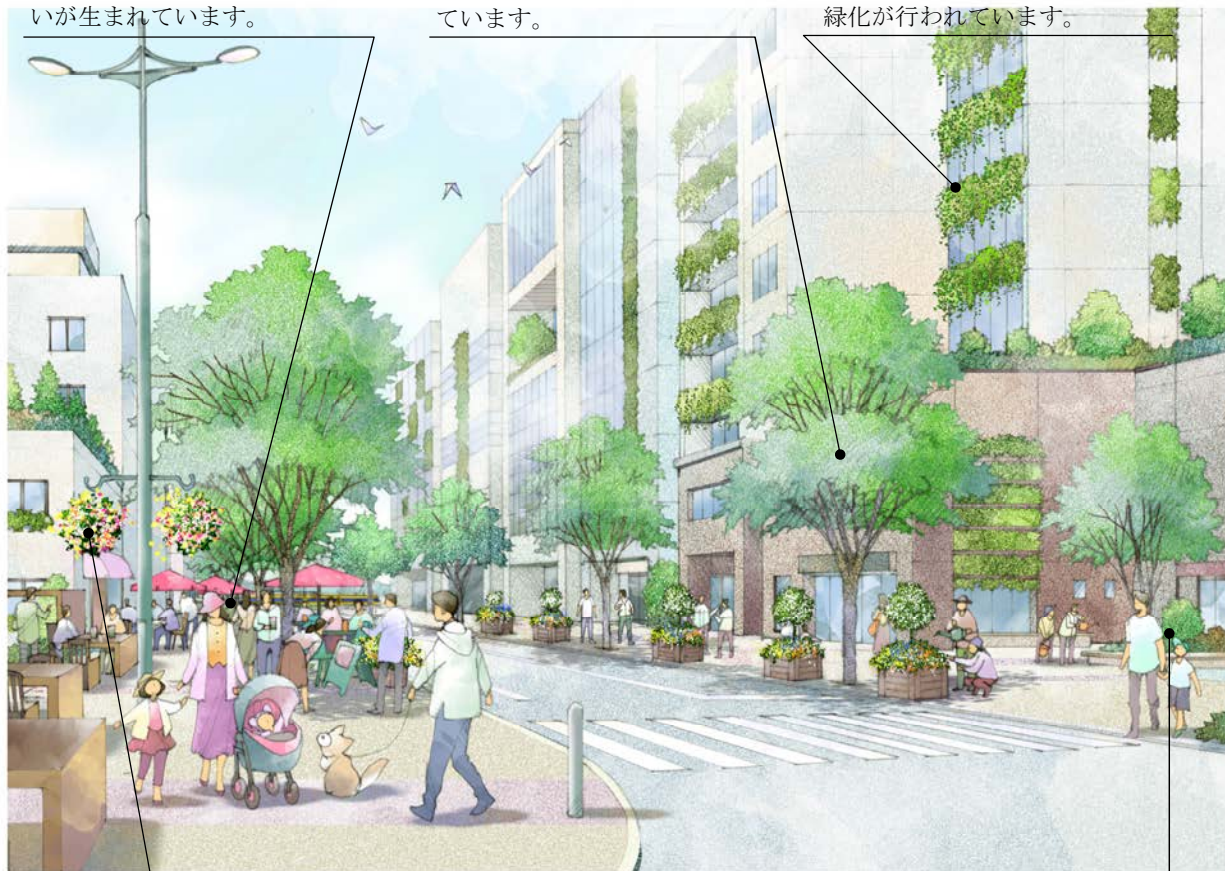
《関連するSDGsの目標》



緑を活用した居心地の良い空間が形成され、まちなかに賑わいが生まれています。

街路樹が適切に管理され、良好な都市景観や緑陰を形成しています。

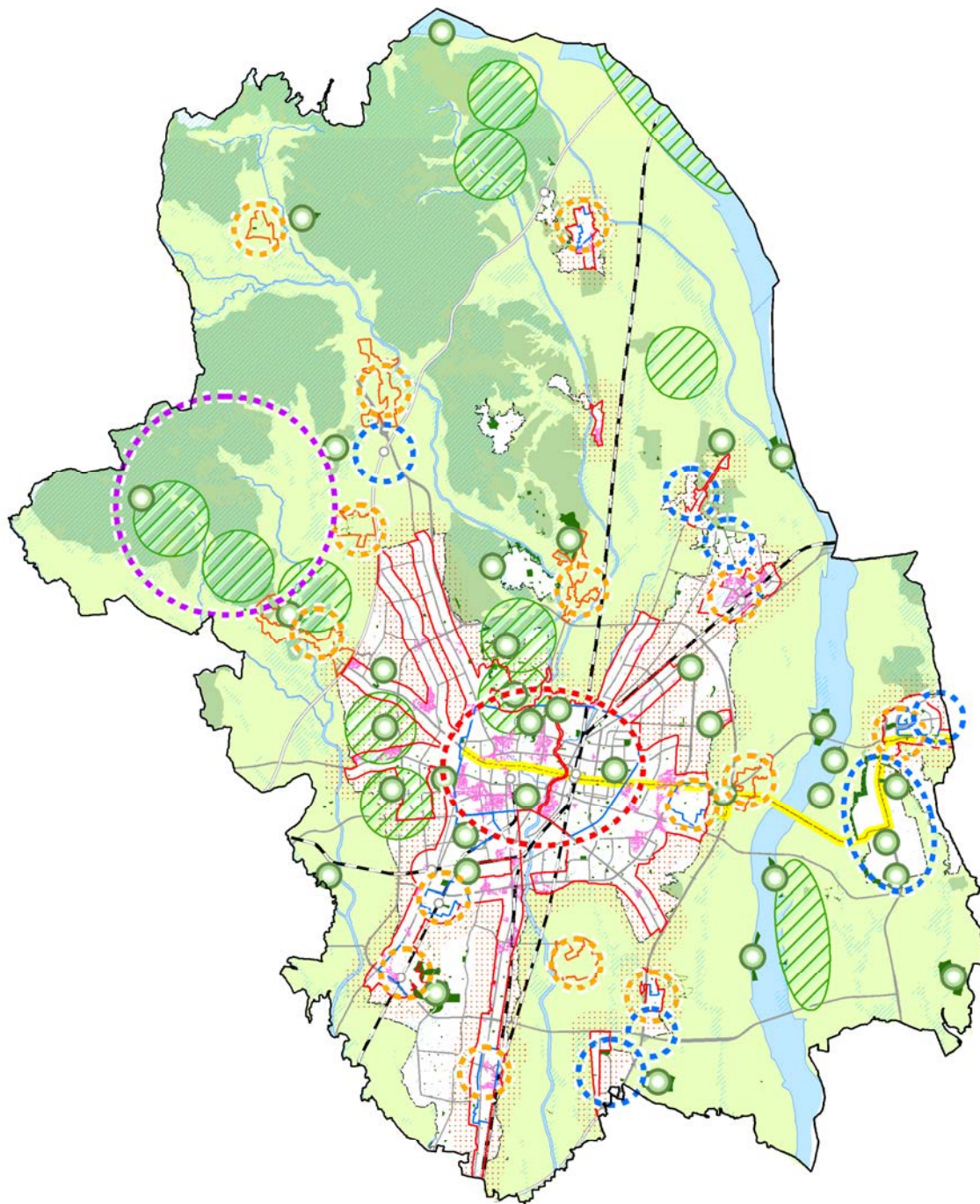
ヒートアイランド現象の緩和等に貢献する屋上緑化や壁面緑化が行われています。



地域の自治会や商店街、企業等と連携しながら設置・維持管理されたハンギングバスケット等がまちを彩っています。

オープンスペースに適切な緑が配置され、市民の憩いや安らぎの空間となっています。

■基本方針図（基本方針2）



凡例

市の顔となる緑づくり	雨水の貯留・浸透に重要な緑地保全	都市機能誘導区域
居住環境を支える緑づくり	都市公園	居住誘導区域
産業活動と調和する緑づくり	新たな公園配置が重要な地域	市街化調整区域の地域拠点区域
観光・交流の緑づくり	樹林や農地を活用したふれあい創出	
LRT沿線地域	生物多様性保全に重要な緑地保全	
地域の拠点となる公園		

基本方針3 みどりを楽しみ、愛着を育む

人口減少局面に突入し、今後人口減少・少子超高齢化が進行する中、樹林地・農地の維持管理、市民活動の継続性が問題となっています。一方、中心市街地における賑わい形成をはじめ、市民が主体となった取組の動きも見られます。また、SDGs等を背景に、環境に関する取組意識は、市民・企業ともに高まっていると考えられます。

これまでの緑の取組をより一層推進し、人口減少・超高齢化社会に対応していくため、誰もがそれぞれの暮らしの場面で緑と関わりを持ち、楽しさや愛着を持って、緑の保全・創出・活用に参画していきます。公民の連携やデジタル技術の活用等、新たな手法を取り入れるとともに、市民参加や市民団体との連携を高めていきます。

《関連するSDGsの目標》



里山・樹林地において、市民団体や企業等と連携した維持管理が行われています。

住民が自宅で、緑づくりを楽しんでいます。



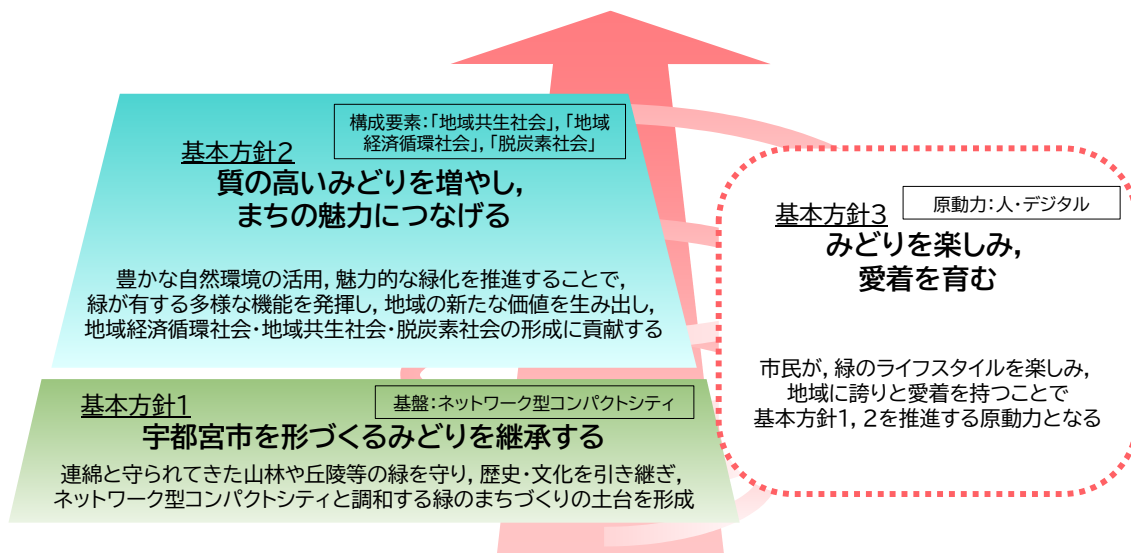
公園愛護会等、緑に関する団体の活動が盛んに行われています。

■基本方針の関係性

本市が目指すスーパースマートシティの構成要素である「①基盤(NCC)」、「②3つの社会」、「③原動力(人, デジタル)」に緑分野から貢献できる取組の方向性は何かという視点をもって、3つの基本方針としました。

3つの基本方針は、密接に関係しあっています。緑のまちづくりの土台となる豊かな自然環境は、私たちの先人が築いてきたものであり、これからも継承していく必要があります。その土台の上で、今ある課題に対応し、緑の機能を活かして、まちの魅力を高めていくことが必要です。そして、これらの取組を一層推進するためには、市民が緑のまちづくりに関心を持ち、主体性を持って参画することが必要です。

「暮らしたい訪れたいみどりのまち 宇都宮」 の実現



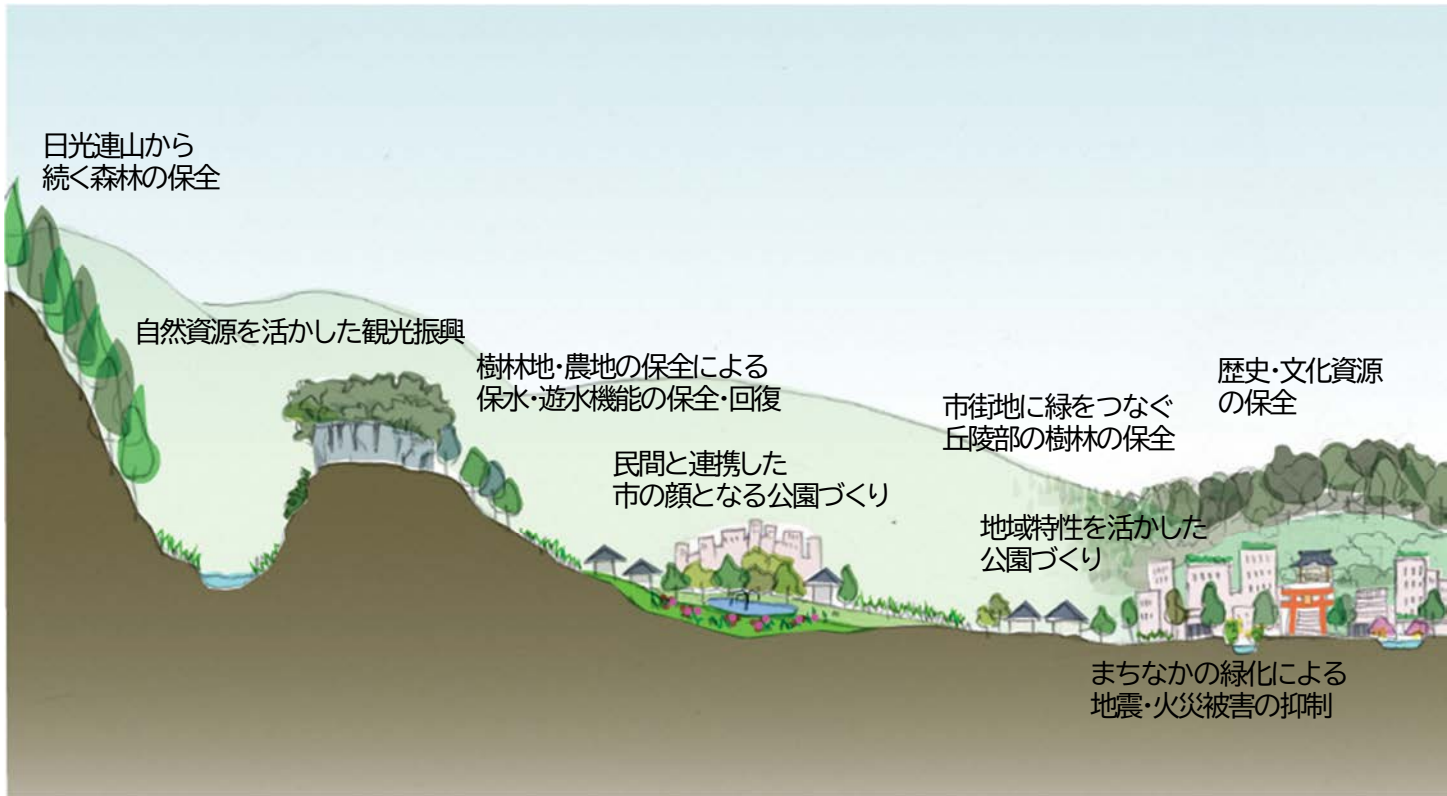
【第2次計画からの継承・深化】

第2次計画では、緑の保全・活用にいかに取り組むかの視点から、緑地保全、緑の拠点の整備、都市緑化の推進、緑のネットワーク形成、緑の普及・啓発の5つの基本方針により施策を体系化し、計画を進めてきました。

これからは、第2次計画の取組とその成果を継承しつつ、緑の機能を本市の新たなまちづくりに活かしていくことが必要です。

本計画は、市民、事業者、行政等が行う緑の取組の方向性を共有するため、本市が目指すスーパースマートシティの要素である①基盤の形成、②3つの社会の実現、③原動力である人とデジタルの活用に対して、いかに緑を活用していくかの視点から施策を体系化することで一層、緑の機能をまちづくりに活かしていく計画へと深化を図りました。

■将来像の実現に向けた基本方針に基づく取組展開イメージ



建物緑化による環境負荷軽減 **街中の緑化** 官民が連携した
ウォーカブルなまちなかの形成



街路樹の適正な維持管理

市民によるまちなか緑化

工場緑化による
周辺環境の保全

農地の多面的機能の維持・発揮
市街地近郊における
緑との触れ合いの創出
緑化による良好な居住環
境の形成
生物の生息・生育環境の保全
環境教育の推進

3 目標

緑の将来像の実現に向けて、市民・企業・行政等多くの人が共有し、取組を推進していく中で達成を目指す目標を以下のとおり基本方針に基づき定めます。

	指標	基準値	目標値
基本方針1 に基づく目標	市域全体の緑地率（法律や条例等により、担保性が高い緑）	53.4%	53.4% （維持）
基本方針2 に基づく目標	都市部の緑に対して十分と感じる市民の割合（市民意識調査で「多い」「ちょうどよい」と回答した人の割合）	35.5%	48%
基本方針3 に基づく目標	緑地保全・緑化推進に係るボランティア活動者数	3,350 人／年	4,100 人／年

基本方針1に基づく目標について

樹林地や農地等を将来に継承していくため、第2次計画に引き続き、法律や条例等による担保性の高い緑地の面積を指標とします。これまでの10年間は開発等により減少傾向にありましたが、この傾向に歯止めをかけることを目標とします。市民や企業等が参画する維持管理による緑地所有者の負担軽減や、居住誘導施策と連動した新たな緑地指定等を通じて、目標の達成を目指します。

基本方針2に基づく目標について

都市部の緑の量が「多い」「ちょうどよい」と感じる人は約10年間で、22.0%から35.5%に増加してきましたが、郊外部や自宅周辺の緑の量に対する印象と比べると小さい状況です。中心市街地でのアイレベルの緑化や開発を契機とする緑化誘導等により、印象的な緑を創出することで、過去10年のトレンド以上に、緑が十分（多い、ちょうどよい）と感じる人を増加させることを目指します。

※基準値は、令和3年に実施した市民意識調査による「現在の宇都宮市の都市部のみどりの量についてどのように感じていますか」への回答結果から把握しました。

基本方針3に基づく目標について

緑地保全・緑化推進のためには、市民等の緑の取組への積極的な参加が不可欠です。平成30（2018）年の緑地保全・緑化推進に係るボランティア活動者数は4,031人でしたが、令和3（2021）年はコロナ禍における活動の減少等もあり3,350人まで減少しました。企業参画等の取組を拡充すること等により目標の達成を目指します。

なお、市民等の緑の取組への参画形態は、当該ボランティア活動者数だけでなく、緑地保全・緑化推進に係る個人・団体も含み多岐にわたることから、計画期間中において、これらの状況把握に努め、目標の見直しを検討します。